

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

干潟・漁業権

(部の内 号) 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

167

大政事外儀官
 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総入電厚計
 書文会營給

調査長
 領移長
 参企析調
 参領旅査移

地中東
 北東西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東

参書近ア
 次総経国資
 源
 参貿統国万
 参政技二
 国一理
 参条協
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 一二

電信写

総番号 (IA) 3057
 71年7月21日 19時15分 沖繩 発
 71年7月21日 19時17分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

返かん協定の解釈に関する問合せ

第781号 平

セナガ代理より下記2点の質問あり、何分のぎ御指示願いたい。

- (1) 復帰後提供施設に接続するヒガタに関する取扱いはどうなるか、(復帰までは布令により規制されている)
- (2) 漁業権に関し、例えばヨミタン村のおき合は米軍により漁業が禁止されているため同地漁業組合から土地裁判所への補償請求提訴は「元来漁業権がない」との理由で却下されたが、かかるうばわれた漁業権に対する補償請求は返かん協定第4条ノの放棄された請求権に入るものか(その場合は国内補償の問題が生ずる)、あるいは入らないのか(この場合は対米請求権の問題が生ずる)、また復帰後その時点で漁業の実績がないヨミタン村の如き場合には、いわゆる漁業制限法による補償にきんてんし得るものか。(了)

外務省

(回覧番号) 2054 (分類) 外務省電信案

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 第 230 号	総第 09 160 号 昭和 46 年 8 月 9 日 19 時 47 分
大至急 (至急・普通・LTF)		発電係 3

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北 1 起案 昭和 46 年 8 月 6 日 起案者 倉 電話番号 2466
--	-------------------------------	--

協議先 条約課長 法規課長 沖繩 大使 高瀬 総領事	安全保障課長 木村事務官 臨時代理大使 木村事務官 代理
--	--

電 報 在 報	大 使 総領事	臨時代理大使 代理	あて
------------	------------	--------------	----

件名
返還協定の解釈
貴庁第781号に關し
1. 本土 [] については「最高高潮線」を以て
水陸の区分線としてあり、布令第34号4.の
干潟の定義 [] の35干満の潮水標の間に好部分に
水陸と処理した213. 條に
陸上部分と施設区域として
提供する場合、その地先水面を以て、二つに

漢

写 済

283

(※印欄内は電信録記入)

施設等と協議済み。注籍省と協議済み。

(昭和四二・七 改正)

CB-1

付随して提供することが、当該施設区域の
 目的、機能の維持に必要であると認められる
 ときは、同水面は干満の潮水標の内にある部
 分を含め、領海部分については、地位協定第2条
 第1項により水域として提供されることとなる。

2. 本件漁業補償請求は、現在国際長官に
 上訴中であると承知していること、帰国の際に
 も依然として処理手続が最終的に終了して
 いない場合には、帰国後は返還協定第
 4条第2項の~~規定~~として処理されることとなる。

なお、帰国日以後の操業制限にかかる
 損害補償については、「漁業の操業制限に
 関する法律」により告示されることとなる範囲
 については、漁業権の有無にかかわらず、従前の5箇
 法に漁業を営んでいた実績のある漁業~~者~~者に

に対し、制約の実態に応じて補償されること
 となる。この際の実績漁業者の認定が帰国
 前の末算による現地の制限開始時態様で
 さかのぼって行われることとなるか否かは
 今後の検討によることとなる。

13)